

令和3年12月吉日

会員の皆様

川口市PTA連合会

「川口市非行防止対策協議会」に関するご報告

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、本会の運営につきましては日頃より多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年11月10日（水）に川口市学校教育部主催の「川口市非行防止対策協議会」に出席して参りました。「川口市非行防止対策協議会」では、埼玉県警察本部生活安全部少年課補導育成係長より「少年非行・犯罪被害者等の現状とSNS」をご講義いただきました。

昨今、スマートフォンやタブレット等を持つ子供達によるSNS（LINE、Twitter、Facebook、Instagram等）の利用が増えたこともあり、SNSを起因とする犯罪被害は増加傾向にあります。

そこで、「川口市非行防止対策協議会」の内容を一部ではありますが以下にご報告します。

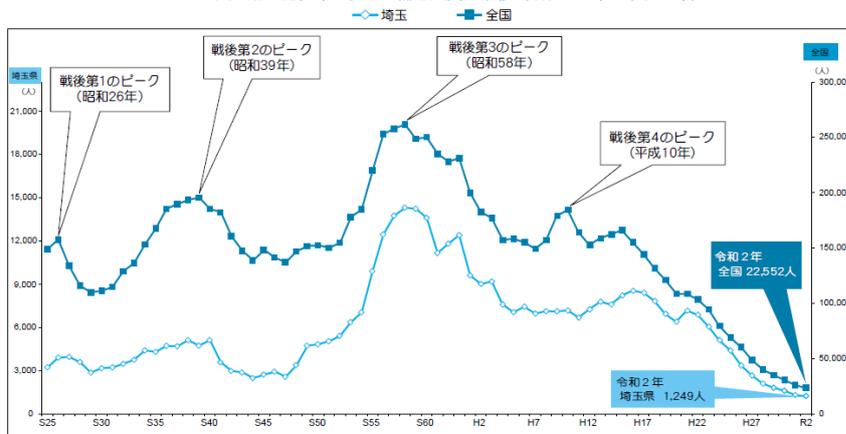
子供達を犯罪の被害に遭わせないために、保護者の皆様が犯罪被害防止について改めて考えるきっかけとなれば幸いです。

記

1. 少年非行情勢¹

全国的に、刑法犯少年（刑法等に規定する罪（交通関係を除く。）を犯した（犯罪に触れる行為をした）少年）は年々減少傾向にあります。人口比で見ても、千人当たりの埼玉県の刑法犯少年は、平成23年は「12.6人」であったのに対し、令和2年は「2.8人」となっています。

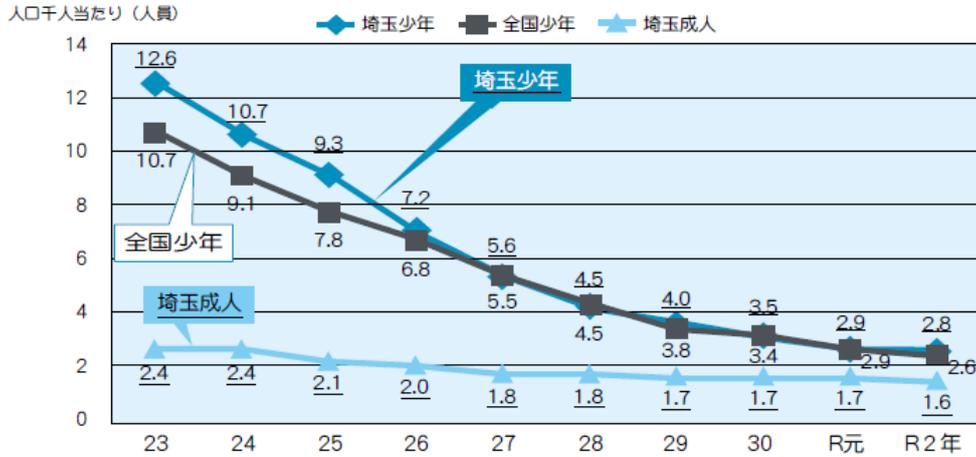
1-1図 刑法犯少年の検挙・補導人員の推移（昭和25年～令和2年）



¹ 出典：埼玉県警察「少年非行白書（令和3年版）」

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0030/kenke/syonenhikouhakusyo.html>

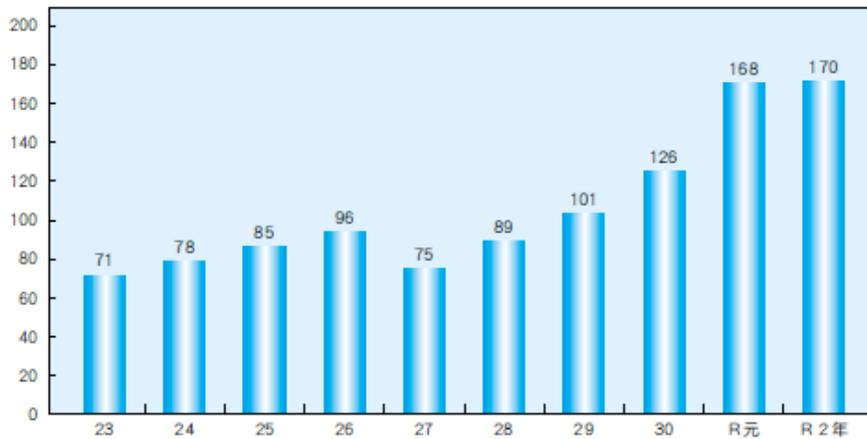
1-5図 刑法犯少年（犯罪少年）の人口比の推移（平成23年～令和2年）



2. SNSに起因した事件の被害状況²

少年の福祉を害する犯罪として、SNSに起因した事件は増加しています。内訳としては、青少年健全育成条例違反や児童買春・児童ポルノ禁止法違反などの性犯罪が8割以上を占めています。主に中学生・高校生の女子が被害者です。

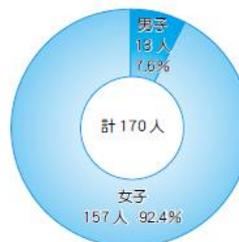
2-9図 SNSに起因した事件の被害少年の推移（平成23年～令和2年）



2-12図 SNSに起因した事件の被害少年の年齢別状況(令和2年)



2-13図 SNSに起因した事件の被害少年の男女別状況(令和2年)



² 出典：埼玉県警察「少年非行白書（令和3年版）」

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0030/kenke/syonenhikouhakusyo.html>

～ネットの落とし穴に踏み込まないで～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。実際にあった例を2つ紹介します。

ケース その1 信用している彼氏や友達に、写真を送っただけなのに…

1 彼氏から変なお願いがきて…

ハダカの写真撮って送ってよ
え!?

2 断りきれずに送ってしまった

オレのこと好きなら送ってよ!
絶対に誰にも見せないし
ホントに誰にも見せないでね?

3 なんと彼氏がその写真をクラスの男子たちに転送! さらにネットで拡散された!



彼氏・彼女や友達などの信用する相手であっても、絶対に裸の画像を送ってはいけません。一度ネット上に流出した画像は全てを回収・削除することはできません。また、友達などに裸の写真を送信させたり、裸の写真を他の人に転送することは「犯罪」です。

ケース その2 SNSに「家出したい」と書き込んだら、優しいお兄さんが…

1 SNSに「家出したい」と書き込み

誰とケンカした! 家にいたくない! マジで家出したいよ〜!!

2 優しいお兄さんが返事をくれた

そんな家からは出ちゃったほうがいいよ!
ボクの家に遊びにおいで!

3 会いに行ったら遠い場所まで車で連れていかれ、そのまま閉じ込められた!



SNSを使う子供たちが、事件にまきこまれる事が増えています。犯罪者は、優しい言葉をかけてきたり良い人のふりをして、子供たちに近づきます。「二人で遊ぼう」「泊めてあげる」などの言葉で子供が外に誘い出され、いたずらをされたり誘拐される事件がおきています。

必ずフィルタリングを!

被害児童の約9割がフィルタリングを利用していませんでした。青少年インターネット環境整備法では販売店等に対し、青少年が携帯電話を使用する際の年齢確認やフィルタリングの説明を義務付けています。保護者は説明をしっかりと聞き、年齢や利用状況に応じたフィルタリングを設定しましょう。



家庭でのルール作りを!

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。



●内閣府ホームページ

保護者向け普及啓発リーフレット

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_use/index.html



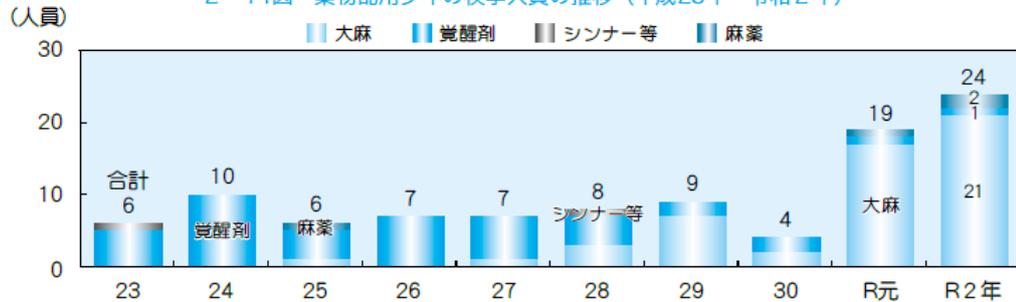
また、特殊詐欺（オレオレ詐欺など）や薬物乱用の犯罪に関しても、SNS を利用して容易に犯罪者の情報（受け子の募集や、薬物の売買に関する情報）にアクセスできてしまう現状が増加の一因になっていると考えられます。

キ 特殊詐欺

1-12図 特殊詐欺の検挙人員の推移（平成23年～令和2年）



2-14図 薬物乱用少年の検挙人員の推移（平成23年～令和2年）



区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年
覚醒剤取締法	5	10	4	7	6	4	2	2	1	1
毒物及び劇物取締法	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
大麻取締法	0	0	1	0	1	3	7	2	17	21
麻薬取締法	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
計	6	10	6	7	7	8	9	4	19	24

3. 埼玉県警察の少年非行防止・保護総合対策のご紹介

埼玉県警察では非行防止指導班「あおぞら」の YouTube 動画（埼玉県警察公式チャンネル）を配信しています。これを機会にご覧になってはいかがでしょうか。



非行防止指導班「あおぞら」 YouTube動画配信中!

自撮り被害

ネットで知り合った相手に、下着の写真を送信後、相手が「なりすまし」の男だったことが判明し、脅迫されて、自分の裸の写真を送信させられた事例を紹介し、危険性などについて説明します。



【URL】 <https://youtu.be/gZVL1iFBUIw>

ネットいじめ

友達同士のグループメッセージをきっかけに、ネットいじめに発展した事例を紹介し、何も考えずにメッセージを送ることで誰かを追いつめてしまうかもしれない危険性などについて説明します。



【URL】 <https://youtu.be/Gu44Mnr2ExU>

インターネットに個人情報を書き込むことの危険性

SNSに投稿した写真から、自宅などが特定され、つきまとわれた事例を紹介し、個人情報が読み取られる危険性などについて説明します。



【URL】 <https://youtu.be/nqcPSVUzUa8>

インターネットで知り合った人と会うことの危険性

SNSで知り合った相手と実際に会って脅迫されたり、危害を加えられた事例を紹介し、その危険性などについて説明します。



【URL】 <https://youtu.be/31fhp1pW2o0>

そのアルバイト大丈夫？ 特殊詐欺に関わらない！

先輩から紹介された高収入のアルバイトが特殊詐欺の受け子であった事例を紹介し、その裏には犯罪組織がいることなど、高額アルバイトの危険性について説明します。



【URL】 https://youtu.be/oY_2zdn9Gk0

防犯教室 4つのやくそく

新学期を迎えるにあたり、子供たちに起こりうる、様々な危険を未然に防ぎ、安全で安心な生活を送るには「4つのやくそく」が有効です。



【URL】 <https://youtu.be/9x16A2Z0QjU>

薬物乱用防止教室 「大麻編」

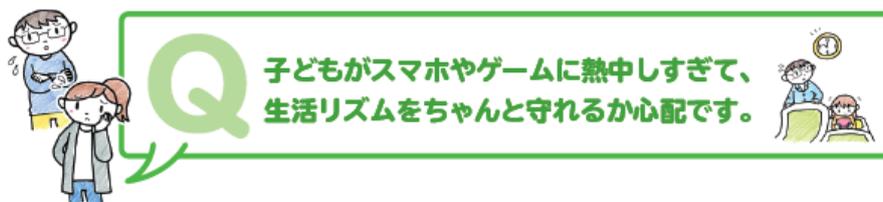
近年、青少年による大麻事犯の検挙人数が急増していることから、大麻の流通経路や、心身や社会に与える影響など、その危険性について説明します。



【URL】 <https://youtu.be/fVOv1fYsSrl>

4. インターネットの危険から子供を守るために³

子供達のスマートフォンやタブレット等の利用状況について、学校の先生や警察の方が把握することは困難です。利用状況を把握するためのサポート機能の「ペアレンタルコントロール」や「フィルタリング」を活用して、保護者ができることを考えてみてください。



使用時間などをルール化して、生活リズムを守るよう促します。フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールを活用し、使用時間や利用環境を整えてあげましょう。

保護者（ペアレント）は、日頃から、子どもによる機器の使用状況を正しく把握しておくことが大切です。使用状況の把握や、保護者のサポート機能として、ペアレンタルコントロールやフィルタリングを上手に活用しましょう。



保護者がしてあげられること ペアレンタルコントロールの活用

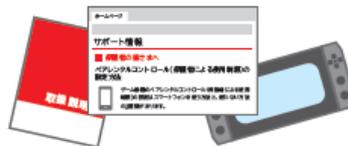
ペアレンタルコントロールは、子どものスマートフォンやタブレット、ゲーム機の利用状況を、保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みです。プレイ時間の制限・調整、課金等の管理、ネットワーク利用の制限、年齢区分（レーティング）のチェック等を行うことが可能です。

POINT 1



POINT 2

各ゲーム機にもペアレンタルコントロールのサービスがあります。各説明書やホームページなどで確認し、最初に設定しましょう。



保護者がしてあげられること フィルタリングの活用

フィルタリングは、有害な情報やうっかりアクセスによるトラブルから、子どもを守る機能です。

POINT 1

販売店に「子どもが使用する場合がありますので、フィルタリングを使えるようにしたい」と伝えれば、設定してもらえます。



POINT 2

大人が利用する際は、フィルタリングの設定は簡単にオン・オフすることができます。保護者の機器を子どもに貸す場合、契約の切れた端末を子どもが使用する場合なども、フィルタリングを設定することが大切です。

³ 出典：内閣府「普及啓発リーフレット集」

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyoku/internet_use/leaflet.html